



海老名市告示第 5 号

海老名市指定下水道工事店を下記のとおり指定したので告示する。

令和 8 年 1 月 9 日

海老名市長 内野



記

指定番号	工事店名	代表者	所在地
626	ムサシ設備	川戸 俊雄	愛甲郡愛川町中津3302番地の19

海老名市選挙管理委員会告示第1号

海老名市公職選挙法令執行規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定める。

令和8年1月9日

海老名市選挙管理委員会

委員長 永江次夫



海老名市公職選挙法令執行規程の一部を改正する規程

海老名市公職選挙法令執行規程（昭和46年選管告示第35号）の一部を次のように改正する。

第29条第1号ア及びイ中「路程」を「、路程」に改め、同号カ中「500円」を「1,000円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「1,000円 1日」を「1,500円、1日」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「宿泊料」の次に「（食事料2食分を含む。）」を加え、「12,000円（食事料2食分を含む。）」を「23,000円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「鉄道賃」を「鉄道旅行」に、「路程」を「、路程」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

第29条第3号ア中「・船賃」を「、船賃、航空賃」に、「、イ及びウ」を「からエまで」に改め、同号イ中「宿泊料」の次に「（食事料を除く。）」を加え、「10,000円（食事料を除く。）」を「20,000円」に改め、同条第4号ア中「10,000円」を「15,000円」に改め、同号イからエまでの規定中「15,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第29条の規定は、この告示の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この告示の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

附

海老名市選挙管理委員会告示第2号

海老名市議会議員及び海老名市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
施行規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定める。

令和8年1月9日

海老名市選挙管理委員会
委員長 永江次夫



海老名市議会議員及び海老名市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

海老名市議会議員及び海老名市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程（平成6年選管告示第38号）の一部を次のように改正する。

第14号様式備考4及び第20号様式（別紙）備考2中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。